

抽選でプレゼントがもらえる!

かつしかの元気食堂アンケート実施中

かつしかの元気食堂は健康的な食のサービスを提供する飲食店です。

アンケートに回答すると、健康グッズや調理器具などのプレゼントがもらえる抽選に申し込めます。利用したことのある方もない方も回答できます。

【対象】 区内在住・在勤・在学の方

【回答方法】 オンラインで令和6年3月31日(日) (プレゼントの抽選に申し込む場合は、9月30日(土) まで。

【担当課】 健康づくり課 ☎03-3602-1268



▲オンライン

障害のある方・在宅療養中の方・かかりつけ歯科医をお探しの方へ

かかりつけ歯科医紹介窓口をご利用ください

【担当課】 健康づくり課

身体や口の状態を伺い、症状に応じて訪問や通院できる歯科医院などを案内します。



かかりつけ歯科医紹介窓口 (たんぼぼ歯科診療所内)

☎03-3690-5209

月～金曜日 (祝日・年末年始を除く) / 午前10時～正午、午後1～4時

区内福祉施設などの経営安定化を図るための支援金を給付します

【対象施設・給付額】

入所系施設 (給付額：1施設当たり30万円)

施設種別	担当課	電話番号
特別養護老人ホーム (地域密着型を含む)、介護老人保健施設、認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	介護保険課	03-5654-8443
病院・有床診療所	地域保健課	03-3602-1231
障害者入所施設等 ※身体・知的障害	障害福祉課	03-5654-6389
障害者入所施設等 ※精神障害	保健予防課	03-3602-1274
軽費老人ホーム	福祉管理課	03-5654-8253
養護老人ホーム	高齢者支援課	03-5654-8257

入所系施設以外 (給付額：1施設当たり10万円)

施設種別	担当課	電話番号
無床診療所・歯科診療所・薬局・施術所 (柔道整復、あんま・はりきゅう)	地域保健課	03-3602-1231
介護サービス事業所 (通所・訪問等) ※地域支援事業による、総合事業を除く。	介護保険課	03-5654-8443
障害福祉サービス事業所 (通所・訪問・相談) ※身体・知的障害	障害福祉課	03-5654-6389
障害福祉サービス事業所 (通所・訪問・相談) ※精神障害	保健予防課	03-3602-1274
私立保育所等	子育て施設支援課	03-5654-8297
私立学童保育クラブ	放課後支援課	03-5654-7613

【申請方法】

対象施設には、郵送またはメールで申請書を送付します。必要事項を書いて、各担当課へ提出してください。申請書は区HPからも取り出せます。



▲詳細はこちら



子どもが好きな方にぴったりの地域支えあい活動

かつしかファミリー・サポート・センター サポート会員募集

【担当課】 子育て応援課

ファミリー・サポート・センターとは、子育て援助活動を行う会員制の育児支援ネットワークです。

サポート会員は、保育園や学童への送迎、子どもの預かりなどを行います。現在、約140人の方が登録していますが、地域によっては不足している状況です。ぜひ、登録をお願いします。

【対象】 区内在住18歳以上で、子育て経験がある方または保育士や看護師などの資格を有する方

【活動時間】 午前7時～午後10時で活動可能な時間

【報酬】 子ども1人当たり1時間800円 (1時間経過後は30分400円)

【登録方法】 電話で事前予約の上、ウェルピアかつしか (堀切3-34-1) へお越しください。

登録後は、2日間の研修 (右表①～③のいずれか) を受けていただきます。

【事前予約・問い合わせ】 かつしかファミリー・サポート・センター ☎03-5698-4151

	日時	会場
①	9/16(土) 午前9時～午後4時	ウェルピアかつしか (堀切3-34-1)
	10/4(水) 午前9時30分～午後3時30分	
②	11/25(土) 午前9時～午後4時	
	12/6(水) 午前9時30分～午後3時30分	
③	令和6年2/17(土) 午前9時～午後4時	
	令和6年3/6(水) 午前9時30分～午後3時30分	

①～③はいずれも同じ内容です。

これって公害?!

身近な生活騒音を減らしましょう

私たちは、毎日の暮らしの中で、たくさんの音に囲まれて生活しています。本人にとっては当たり前音でも、周りの人からすると、迷惑な音になっている場合があります。日頃から一人一人がお互いに迷惑を掛けないよう意識して、快適な生活環境を維持していきましょう。

【担当課】 環境課 ☎03-5654-8236

身の周りの音の大きさ

音の大きさはデシベル(dB)という単位で表示され、その目安はおおよそ下表のとおりです。人の話し声でも、時と場合によっては、大きな騒音源になります。

騒音レベル(単位:デシベル)	音の目安
130	(最大可聴音)
120	飛行機のエンジン近く
110	自動車の警笛 (前方2m)
100	電車が通過するときのガード下
90	大声、騒々しい工場、犬の鳴き声
80	地下鉄の車内、ピアノの音
70	電話のベル、騒々しい事務所、掃除機
60	静かな乗用車、一般的な会話、チャイム
50	静かな事務所、エアコンの室外機
40	住宅街の深夜、図書館、小鳥のさえずり
30	郊外の深夜、ささやき声
20	木の葉のふれあう音

〈これまで寄せられた苦情の例〉

- ▶子どもが路上で騒ぐ声 ▶夜間の大声での話し声
- ▶車やバイクのエンジン・走行音 ▶空調などの室外機の音
- ▶居室での歌唱や演奏の音 など

〈騒音を減らすためにできること〉

- ▶近隣の迷惑にならないように、大声で話さない
- ▶車やバイクに乗るときは、できるだけアイドリングを控える
- ▶室外機は隣の家から離して設置する
- ▶楽器類の使用時は、必ず窓を閉める。また、長時間演奏する場合は二重サッシや防音装置を設置するなど音がもれない工夫をする



生活騒音の解決のために

一人一人がモラルや地域のルールを守り、当事者間の話し合いの中で自主的に解決するように努めることが望めます。そのためには、普段からあいさつをするなど近所付き合いを良好にして、お互いに相手の気持ちを思いやることが大切です。もし苦情を言われても、感情的にならず、相手の立場に立って改善に努めましょう。



政治家は有権者に寄附を「贈らない」 有権者は政治家に寄附を「求めない」 政治家から有権者への寄附は「受け取らない」 寄附禁止のルールを守って明るい選挙を実現しましょう。 【担当課】 選挙管理委員会事務局 ☎03-5654-8493～6

